

## 裁判員経験者の意見交換会議事概要

### 秋田地方裁判所

日 時 平成26年5月21日（水）午後2時から午後4時30分まで

場 所 秋田地方裁判所大会議室（5階）

出席者 司会者 坂口公一（秋田地方裁判所長）

裁判官 福士利博（秋田地方裁判所刑事部総括判事）

検察官 吉野秀保（秋田地方検察庁検事）

弁護士 伊藤荘二郎（秋田弁護士会弁護士）

裁判員経験者1番 40代女性（以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 40代女性（以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 60代女性（以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 40代男性（以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 30代女性（以下「5番」と略記）

報道機関（傍聴・取材） 12社

### 【議事概要】

#### 1 趣旨説明、自己紹介等

##### （司会者）

司会を務めさせていただきます秋田地方裁判所長の坂口と申します。本日は雨の中、裁判員経験者の方々には、お集まりいただきありがとうございます。法曹関係者並びにマスコミ関係者の方々もお越しいただきありがとうございます。それでは、意見交換会を始めさせていただきます。

さて、裁判員裁判は平成21年5月21日に施行され、ちょうど5年を経過しました。その間、秋田地裁では29件の起訴があり、これまで23件の裁判員裁判が行われました。そして、これまで裁判員経験者の方々との意見交換会を開催してきましたが、本日は第3回の意見交換会を開催させていただくこととなりました。

本日の意見交換会を開催する趣旨は、これまでと同様、大きく2つあります。まず1点目として、裁判員を経験された方々から率直な御意見や御感想を伺い、今後の裁判員裁判の運用の参考とさせていただきたいということです。次に2点目として、これから裁判員裁判に参加される県民の皆様、直接経験された方々の生の声をお伝えすることにより、不安感や負担感の解消につながる前向きなメッセージになるのでは

ないかということです。

こうした趣旨のもと、本日は5名の裁判員経験者と検察庁、弁護士会及び裁判所からそれぞれ1名ずつ御参加いただいております。

本日の具体的進行としましては、5名の裁判員経験者の方々から自己紹介等を頂戴した後、審理、評議・判決、裁判員を務める上での負担感についてそれぞれ率直な御感想や御意見を、また、これから裁判員になられる方々へのメッセージをお話しいただければと考えておりますが、今回は、特に審理が分かりやすいものであったか、分かりやすいものとするにはどのような工夫が必要かという観点からも積極的な御発言をお願いしたいと思います。また、裁判員経験者の方々からのお話を受けて、法律家の皆様方から御意見、御質問や御感想を随時頂戴したいと思いますし、最後になりますが、報道機関の皆様方からも御質問等をいただければと考えております。

それでは、今回出席された方々の御紹介に移りたいと思いますが、本日は裁判員経験者の方々をそれぞれテーブルプレートに記載してありますように番号でお呼びさせていただきますので、御了承ください。

はじめに、法律家の方々から自己紹介をお願いします。

**(検察官)**

秋田地方検察庁検事の吉野と申します。よろしくをお願いします。

**(弁護士)**

秋田弁護士会所属の弁護士の伊藤と申します。よろしくをお願いします。

**(裁判官)**

秋田地裁刑事部の福士と申します。裁判員経験者の皆様とは、それぞれ参加された事件で一緒に仕事をさせていただきました。また、こういう機会でお会いできて感謝しております。本日は、よろしくをお願いします。

**(司会者)**

次に、本日出席いただいた裁判員経験者の皆様から、お一人ずつ自己紹介も兼ねて、裁判員裁判に参加された全体的な感想や印象など、率直なところをお話しいただければと思います。なお、個人情報に関わる部分は任意ですので、差し支えない範囲内で結構です。まず、1番と2番の方は、殺人の事件を担当されました。被告人が、同居させてもらっていた被害者に対し、その胸部を包丁で1回突き刺して死亡させたとして起訴されましたが、被告人は殺意を争っていました。公判期日は判決宣告期日

を含めて4回、期間は週末と評議だけの日を含めて7日間でした。それでは、1番の方から順番にどうぞよろしくお願いします。

**(1番)**

昨年9月の殺人事件を担当させていただいた1番です。

**(2番)**

同じく殺人事件を経験させていただいた2番です。

**(司会者)**

次に、3番から5番の方は、現住建造物等放火の事件を担当されました。この事件は、被告人が家族らと同居する自宅に火を点けて全焼させたという公訴事実そのものに争いはありませんでしたが、被告人が火を点けた動機に争いがあり、また、どのようにして火を点けたのかについては被告人の記憶がはっきりしないという事件でした。公判期日は、判決宣告期日を含めて4回、期間は評議だけの日を含めて5日間でした。それでは、3番の方から順番にお願いします。

**(3番)**

今年の2月に、現住建造物等放火の裁判員裁判に参加させていただいた3番です。

**(4番)**

同じく、放火事件の裁判を担当した4番です。

**(5番)**

同じく、放火事件の裁判に携わらせていただいた5番です。

## **2 審理についての意見・感想**

**(司会者)**

皆様、どうもありがとうございました。それでは、法廷での手続に沿って、御意見や御感想を伺いたいと思います。審理手続の流れは、検察官の起訴状朗読に始まり、被告人と弁護人が事件についての陳述をし、それに引き続いて、証拠調べ手続に入ります。その初めに、検察官と弁護人が順次、冒頭陳述を行います。冒頭陳述は、皆様、御経験されたとおり、その裁判において、証拠によって証明しようとする事実やどういう証拠があるかなど、事件の見立てや審理の道しるべを示すものです。その上で、捜査報告書や供述調書等を取り調べ、証人尋問、被告人質問へと進みます。そして、証拠調べの結果を踏まえて検察官の論告、弁護人の弁論という意見を述べる手続を行い、被告人の最終陳述でもって審理を終えることとなります。そこで、冒頭陳述、供

述調書などの取調べ、証人尋問及び被告人質問、論告、弁論に分けて、順次お尋ねしていきたいと思います。なお、皆様が参加された裁判員裁判のときから時間も経過していることから、本日はあらかじめ皆様に資料をお配りしました。必要に応じて御参照ください。

## **(1) 冒頭陳述について**

### **(司会者)**

検察官、弁護人双方の冒頭陳述は、いかがでしたでしょうか。分かりやすかった点や、逆に分かりにくかった点、あるいは、それぞれの主張が明確に表れていたか否か、事件の全体像が理解できたか否かという点についてもお聴かせいただきたいと思います。まず、殺人事件の方からお聴きしたいと思いますが、検察官は20分の予定を24分で、弁護人は15分の予定を13分とほぼ予定どおりだったようです。2番さんと1番さんはどうだったでしょうか。

### **(2番)**

双方とも分かりやすい説明でした。難しい言葉が出ても、そこを詳しく説明していただくような方法でした。

### **(1番)**

初めてのことなので、どんな話が出てくるのか想像ができなかったのですが、とても分かりやすかったです。

### **(司会者)**

3番から5番の方が担当された現住建造物等放火事件は、公訴事実自体に争いがないという意味では自白事件ということもできますが、動機については検察官と弁護人の主張が対立し、また、放火の態様についても被告人の記憶がはっきりしないという意味で、量刑判断に関わる事情に争いがある、あるいは、積極的に事実を認定しなければならないという事件でした。3番から5番の方はいかがだったでしょうか。

### **(4番)**

一番最初に、何の裁判をやるのか資料が無いなかで、検察側の資料が時系列になっていて、いつ、誰が、どこで、どのような状況で、となっていて、正直言って検察側の資料が分かりやすく、弁護側の方は、弁護する立場なので、どちらかというところある程度の感情に訴える内容であったりして、被告は罪を認めていない、やった事実は認めるけど、どういう流れで犯罪というか事件が起こったのかについては、分かりやす

い検察官の資料が一番最初に頭の中に入ってきたので、公平に物事を見るということが大変な時期がありました。

(司会者)

公平に見るという言葉がありました、ちょっと分からないのですが。

(4番)

これは、中立にというかフィフティ・フィフティということです。

(司会者)

分かりました。ありがとうございます。5番の方はどうでしょうか。

(5番)

私も4番の方と同じで、冒頭陳述の口頭説明があったとき、時系列がはっきりしているのが検察官の資料や説明で、弁護側は、ふわっとした説明というか、説明を聞いているときに「ん？」と思い悩む部分があって、同じような視点で見るとちょっと難しいと思ったことがありました。検察官の資料や説明は分かりやすかったです。

(司会者)

3番の方はどうでしょうか。

(3番)

4番や5番の方と同じで、検察官の方はものすごく分かりやすかったのですが、今振り返ってみれば、申し訳ないのですが、弁護人の説明は心に残っていませんでした。失礼になるかもしれませんが、何回も同じことを繰り返されて分かりにくかったです。

(司会者)

冒頭陳述が分かりやすかったかどうかお聴きしましたが、検察官や弁護人からその内容をまとめた冒頭陳述メモ等の書面が配られました。殺人の事件では、検察官の冒頭陳述メモはA3判用紙が1枚のもの、弁護人の冒頭陳述メモは、5つの項目を記載したものと、それぞれの項目について詳しく記載したA4判用紙9枚のものと、建物の間取り図や現場の状況に被告人と被害者の動きを示した図面、更には被害者と被告人が倒れた状況や被告人の包丁の持ち方を示す図面4枚、合計A4判用紙13枚のものが冒頭陳述の際に配布されました。また、放火の事件では、検察官の冒頭陳述メモはA3判用紙1枚のもの、弁護人の冒頭陳述はA4判用紙1枚で、書面に記載された情報量に対して口頭での情報量が多かったようです。まず、書面を配った方がよいのか、書面はなくても足りるかについてですが、皆さん、書面はあった方がよいという

ことでしょうか。

**(1番, 2番, 3番, 4番, 5番)**

(一同, うなずく。)

**(司会者)**

配られた書面の内容についてお聴きします。事件の内容が異なっているのですが、紙の枚数や、内容のボリュームはいかがでしたでしょうか。今度は5番の方から、お願いしたいと思います。

**(5番)**

検察側の冒頭陳述メモは、時系列で時間の流れが分かりやすく、内容もとても詳細であって非常に分かりやすい資料だと思いました。弁護側の資料については、今拝見しましても、当時、内容が分からない、いまいちピンとこないというか、分かりづらかったというのが正直な感想です。もちろん起訴する側と弁護する側なので、内容が違うのは当然なのですが、弁護側も、もっとボリュームというか、もうちょっと細かく内容が書かれてあれば、もっと分かりやすかったと思います。

**(4番)**

ほとんど5番の方と内容は同じなのですが、自分としては、あまり細かく書かれると自分のキャパシティを超えてしまいそうで、このぐらいのボリュームで判断はできるかなという感じです。

**(3番)**

検察側のメモは詳しくて分かりやすかったのですが、ただ一つ、弁護側は家族関係が書かれてあり、その点は分かりやすかったです。

**(2番)**

同じように検察側のメモは、簡潔に最初から最後まで流れが書かれてあって事件の内容が分かりやすかったのですが、弁護側は枚数がちょっと多くなっていて、分かりにくいというか、ちょっと見づらいところがあって、ただ、図面が付けてあって、検察側と弁護側のメモを一緒に見れば分かりやすくてできているという感じでした。

**(1番)**

皆さんとほとんど同じなんですけど、検察側のメモは初めからの流れが細かく書かれてあり、とても分かりやすかったのですが、弁護側は淡々とした文書でしかなく、ただ図面があった点と包丁の持ち手とかが詳しく書かれてあった点が分かりやすかつ

たです。今思えば、一緒に見れば分かりやすいものだったと思いました。

**(司会者)**

弁護士の方でこれらの意見について、何か御意見等がありますでしょうか。

**(弁護士)**

やはり弁護側としては、事件でどの点が争点になるのかというのは、検察官の冒頭の主張と対比させて、もう少し明確にできるような冒頭陳述の形にしたいと、今覚えている限りで申し上げます。

**(司会者)**

ありがとうございました。

**(2) 供述調書などの取調べについて**

**(司会者)**

次に書証、つまり書面の証拠調べについて伺いたいと思います。捜査報告書や供述調書といった書証の数や取調べ時間は、殺人の事件では、検察官が請求した証拠の数が22点で合計約134分、そのうち、犯罪事実に関するものが約50分、検察官が被告人の弁解を聞いた状況を録画したDVDが約35分、生前の被害者が被告人に宛てた手紙や被害者の人柄など情状に関する供述調書などが約50分というものでした。また、弁護人が請求した証拠の数は3点で、取調べ時間は約5分でした。内容の分かりやすさのほか、それぞれ取調べ時間が長すぎた、あるいは、もっと詳しくてもよかったということはありませんでしょうか。また、取り調べられている証拠がどのような証拠であり、その証拠は何を立証するための証拠かといった点について、理解しやすかったのか否かについてもお聴かせいただければと思います。殺人事件を担当した方はいかがでしたか。

**(2番)**

分かりやすかったです。

**(1番)**

分かりやすかったです。

**(司会者)**

取調べ時間はどうだったでしょうか。とは言っても1回だけの経験でしょうから、比較することができないということでしょうか。

**(1番, 2番)**

(一同, うなづく。)

(司会者)

放火の事件では, 検察官が請求した証拠の点数は6点, 証拠調べの時間は約35分でした。また, 弁護人が請求した証拠は5点, 取調べ時間は約20分でした。殺人の事件の場合と同様, 内容の分かりやすさのほか, それぞれ取調べ時間が短かすぎた, あるいは, もっと詳しくても良かったということはありませんでしょうか。また, 取り調べられている証拠がどのような証拠であり, その証拠は何を立証するための証拠かといった点について, 理解しやすかったのか否かについてもお聴かせいただければと思います。3番の方からいかがだったでしょうか。

(3番)

検察側も弁護側も分かりやすかったです。

(4番)

今思い出しながら見ていたのですが, 弁護側の方に火災現場の写真等がありまして, それで状況が分かりやすく判断できたと思いました。

(5番)

私も同じくどちらも非常に分かりやすく, 特に写真などの資料があって分かりやすかったです。

(司会者)

この放火の事件では, 検察官と弁護人が対立する動機に関する主張との関係で, 被告人の年金の使い道に関わる事情が重要であったと思いますが, この点に関する証拠調べは分かりやすかったでしょうか。また, 証拠は十分だったでしょうか。

(5番)

年金の使い道が事件の発端であり, 口頭で何に使ったとかの説明がありましたが, 具体的な使い道の証拠が無く, 抽象的なことを信用するしかなかったことが残念でした。

(司会者)

書証の取調べ方法としては, 供述調書であればその内容を読み上げたり, その他の書証では内容を口頭で告げたり, 図面などをモニターに映し出すというものであったと思いますが, このような証拠調べの方法について, 理解のしやすさという点はいかがでしょう。理解しやすかった点や, 逆に理解しにくかった点についてお聴かせ

いただきたいと思います。この点は、事件を問わず、順番に御意見等をお聴かせいただきます。1番の方からお願いします。

(1番)

目で見ながら話を聞くのが一番分かりやすかったです。

(2番)

この殺人事件では、写真を見たり、119番通報の録音を実際に直接聞くことになり、それがとても参考になりました。

(3番)

火災でどのくらい焼けたかは言葉だと分からないのですが、写真はどのくらい焼けたのか目で見て分かるので、写真があつて分かりやすかったです。

(4番)

3番の方と同じで、写真を見ることができたので、その点で分かりやすく判断もしやすかったです。

(5番)

写真とか放火の起きた自宅の図面とかがあつて、目で見て耳で聞くことができたので、非常に分かりやすかったです。

### (3) 証人尋問や被告人質問について

(司会者)

殺人の事件では、検察官が請求した犯罪事実に関する医師の証人尋問と情状に関する被害者の御遺族の証人尋問が行われました。医師の証人尋問では、検察官、弁護士、そして証人にも分かりやすい質問と証言をお願いして実施しましたが、それでも専門用語が多く出てきたようです。また、審理に当たっては、包丁が突き刺さった角度が重要なポイントになりましたが、尋問では医師である証人に言葉で説明してもらったあと、法廷で模擬包丁を使用して証人自身の体と模擬包丁で突き刺さった角度を具体的に示してもらったようです。こうした証人尋問のやり方は、分かりやすさという点からいかがでしたでしょうか。分かりやすかった、分かりにくかった、あるいは、具体的に示してもらってもなかったなど、御意見があればお願いします。1番と2番の方、いかがでしたか。

(1番)

お医者さんの証言は、専門用語があつて、「あっそうか。」と思うところもあり

ましたが、分かりにくく難しいと思いました。被害者の弟さんが証言したときは、感情移入してしまい、泣いてしまって聞いていられない状態でした。

**(2番)**

医師の言葉は難しかったのですが、こういう場合にこういうことは考えられますかという質問に対し、その可能性が高いとか低いとかという話で、私は、聞いていて分かりやすかったです。被害者の弟さんの証言のときには、それまでは写真を見るだけであったのですが、急にすごく現実的に感じられ、聞いていて辛かったです。

**(司会者)**

放火の事件では、犯行に至る経緯や犯行後の被告人の言動など、主に動機に関して被告人の夫と長男、消防士1人、警察官2人の5人の証人尋問を行いました。それぞれ、尋問は分かりやすかったですでしょうか。

**(3番)**

証人尋問のときには趣旨がはっきり分からず、後で論告を聞いて分かりました。証人の証言が、それがどう結びつくのか、その時点では分からないことがありました。

**(4番)**

3番の方と同じような印象を持ったのですが、証人尋問が進むにつれて、前にやった人に聞いてみたいことが、やっぱりどうしても出てきてしまって、一応やっている最中は裁判員も質問しても良いですよと言われていたのですが、その方々の証人尋問が終わって、例えば、被告人の親族の方の証人尋問が終わって、次の日に消防士や警察官の証人尋問を聞いたときに、遡って前の人に聞いてみたいことがどうしても出てしまって、自分としては、前の証人に質問ができないことに、もどかしさを持った印象があります。

**(5番)**

私も4番の方と同様に、家族の方の尋問が一番最初の尋問だったので、ただ何となく話を聞いて何となくこんな状況だったんだろうとしか理解できなかったのですが、翌日、消防士や警察官の証人尋問を聞くなどして、証人尋問が3人目、4人目と進んでいく度に、家族の方はどういう状態であったのか、聞いていることとの食い違いですとか、どういう感情だったのか、後から質問してみたい部分が出てきて、自分の中でうまく消化しきれないもどかしさがありました。また、実際、取調べから時間が経過していて分からない点もありましたが、現場に居た方からお話を聞いたことが参考

になりました。

(司会者)

供述調書と証人尋問では分かりやすさや状況が生々しく伝わってきたかどうか、記憶への残り方などに違いがありましたでしょうか。あったとすれば、どのような理由によるのでしょうか。

(2番)

証人尋問が記憶に残りました。

(司会者)

証人の方が分かりやすいということでしょうか。

(裁判官)

先ほど2番の方がお話しされていた件について、弟さんの証言を聞く前までは写真を見ていただけであったのが、証言を聞いて現実的に事件の中身が伝わってきて、聞いていても辛い気持ちにもなったということでしたが、供述調書を朗読するだけの証拠調べの方法よりは生の声を聞くことができ、より現実的なものとして事件を捉えることができ、そういう意味でも分かりやすかったということでしょうか。

(2番)

そうです。

(司会者)

証拠調べの方法について、経験者の皆さんは何か、この点について話しておきたいということはありませんか。

(4番)

被告人質問についてですが、私が経験した事件の被告人が県南出身の方でかなりなまりが強く標準語で話すことがままならない方でした、私も県南出身なので方言のニュアンス的なものはまあまあ分かるのですが、たぶん、検察官も弁護人も市内若しくは県外の方だと思うので、方言のニュアンス的なものをいま一つ分かっていないために、その方言の意味というのを何度も何度も質問していて、そこで時間がちょっと掛かったのがあって、もうちょっと方言のニュアンスを理解して進められるようにすれば良いのかなと思いました。

(司会者)

検察官も弁護人もということですか。

**(4番)**

そうですね。質問したことに対し被告人が答えるのですが、強い方言というか、秋田市の人でも分かりづらい方言の感じの表現の仕方でした。そこは、勉強ということではありませんが、もうちょっと理解してもらって進められたらと思いました。

**(司会者)**

法曹の方は、民事であれ刑事であれ、そういう場面に遭遇したことがあるかと思えます。裁判所にもっとよく分かってもらうための進め方ということのようですが、どうですか。

**(弁護士)**

まさに、本人が言いたい点を裁判員に理解してもらいたいということで、意識して何度も言い直してもらったものです。

**(司会者)**

言い直してもらったり、できるだけ近い言葉でもってそれはこういうことか、ということでしょうか。それは、どうしても時間が掛かることだったと思いますが、大切なことでしょうか。

**(裁判官)**

言い直してもらうにしても、御本人が大変な思いをして話しているので、それはこういうことなんですかということは、やっぱり事前にテストをするなどした上で、発問者が答えを確認するという段階は必要なのかなと思います。そうすると、最初に発問する検察官や弁護人は大変で、負担は大きいと思いますが、そういうやり方は難しいのでしょうか。

**(弁護士)**

その点については、もちろん、事前にある程度質問を打ち合わせますが、どうしても長時間の質問になると、やっぱり答えている本人が意図したところを答えられなくなることがあります。

**(司会者)**

証拠調べに関し、弁護士会から質問事項が提出されています。公判審理で取り上げられなかった事柄で、事実認定や量刑判断に当たって聞いてみたかった、この人の話を聞きたかった、ということがあれば教えていただきたい、というものです。いかがでしょうか。御意見のある方は御発言をお願いします。

**(5番)**

事件に直接関わりのある方ではなかったのですが、被告人が事件を起こす発端となった年金通帳を預けたとか預けないとかの話があって、その話が弁護人から出てきました。実際、その方が事件にどう関わっているのか、事件自体に関係なくてもいいのですが、私個人としては、その方が被告人とどう関わっているのか、実際にどうだったのかということを知りたかったと最後まで思っていました。

**(裁判官)**

その点は、人物の存在自体は、当日の弁護人の冒頭陳述で初めて出てきたことで、全くそういう主張を展開することは予想も付かなかったことでした。

**(4) 論告・弁論について**

**(司会者)**

次に、法廷での論告・弁論の内容や、その際に配られる検察官の論告メモ、弁護人の弁論メモの内容は分かりやすかったでしょうか。まず、殺人の事件について、論告メモはA3判用紙1枚のもので文字数は多かったように思いますし、弁論メモはA4判用紙1枚で口頭での弁論要旨を記載したようなものでした。次に、放火の事件について、検察官の論告は動機と放火の態様について詳細に記載されていることもあって、A3判用紙1枚でしたが文字数はかなり多かったものです。弁護人の弁論メモは同じくA3判用紙1枚でしたが情報量は少ないものでした。分かりやすさの点でどうだったでしょうか。1番から順にお願いします。

**(1番)**

メモは分かりやすかったです。

**(2番)**

検察側のメモはとてもすっきりまとまっていて、とても分かりやすかったです。裁判の途中でおやっと思ったことも説明されていて、頭に入ってきました。

**(3番)**

検察側はこと細かく書かれてあって、弁護側は軽く流された感じがしました。

**(4番)**

検察側も弁護側もどちらのメモも分かりやすかったです。何があったかということ、その行為に対してこういう思いがあった、こういう行為の結果、こうなったということについて、どちらも分かりやすかったですし、説明も分かりやすい印象で

した。

**(5番)**

検察側の論告メモは、行動についての理由付けがしてあって、読んでいても話を聞いていても非常に分かりやすく、こういう行動はこういう理由でとった行動だということが分かりやすく、それに対し、弁護側の弁論メモの方は、分かりやすかったのですが、話を聞いているときや資料を読んだときは、心情に訴える部分が多い気がしました。

**3 評議・判決についての感想・意見**

**(司会者)**

それでは、評議や判決について伺いたいと思います。評議では、御自身の意見を十分にお話しすることができましたでしょうか。評議における話しやすさは、いかがでしたでしょうか。評議の時間について御意見等を伺いたいと思います。また、評議では十分な議論がなされたかどうかについては、いかがでしょうか。5番の方から順番にお願いします。

**(5番)**

評議が行われる前までは、裁判の仕組みを見たことがなくて、自分の意見をうまくまとめられるか不安があったのですが、実際、評議が行われた際には、裁判官が丁寧に説明してくれましたし、同じ裁判員の方とも色々と意見交換ができて、自分ではこうかなと疑問に思うところも、他の裁判員の話聞いて、そんな考え方もあるのかと思うことが非常に多く、発言もしやすかったです。ただ、個人的には、もう少し評議の時間があつたら、より深い議論ができたかなと思います。

**(4番)**

5番の方とほとんど同じですが、全く知らない人たちが8人集まって裁判の話をするのですが、結審後、実質的な評議をするあたりになって、お互いがざっくばらんにどうにか話せる関係になったときには判決を迎えることになり、時間はもう少し欲しかったというのが率直な意見です。

**(3番)**

裁判の言葉が分からないことがあれば、裁判官がこと細かく説明され、私たちも分からないことは裁判官に聞きやすかったですし、他の裁判員の皆さんも相談しやすく、気持ちを楽しめることができました。

**(2番)**

裁判官の説明が非常に分かりやすかったです。前もって法律などの説明を受け、自分が知らなかったこと、今まで自分には全く関係のないことであったのが、すごく身近に感じられ、それで評議も入りやすかったです。ただ、私が担当したものについては、被害者の方が亡くなられていることと、被告人質問では、分からない感じで想像を膨らませて聞いてしまったことがあって、その点は、評議の時に他の裁判員の方の意見を聞きながらというところがありました。難しいと思いました。

**(1番)**

1週間みんなと朝から晩まで過ごしてきて、最終日の評議のときには、自分の思っている意見を言葉に出すことができ、私としては時間も期間もちょうど良かったと思いました。

**(司会者)**

次に判決になりますが、判決は裁判の結論であり、審理・評議の集大成ということができると思います。裁判官がまとめた判決の内容は、評議の結果が十分反映されたものになっていたでしょうか。また、判決の宣告に立ち会っての御感想があれば、お聴かせください。1番から順にお願いします。

**(1番)**

判決を決めることに居合わせるのが一生涯に一度あるかないかと思いますが、その場に立ち会ってみて、すごく大変な仕事だとしみじみ思いました。

**(2番)**

判決に関しては、みんなで話し合った上でのことですが、実際にそれを被告人に伝える場面には、正直言って立ち会いたくない感じがありました。

**(3番)**

判決に関してみんなで話し合っ自分なりに納得したもので良かったと思っています。これに立ち会って、絶対悪いことができないと思いました。

**(4番)**

判決に立ち会って、ものすごく自分としては良かったと思っています。今、判決を言い渡された被告人がちゃんとやっているかなと、ちょっと思ったくらいです。

**(5番)**

ほとんど皆さんと同じですが、判決は評議で話し合った結果の内容なので、それに

については、納得済みのものだと思っています。ただ、言葉は不適切かもしれませんが、判決を言い渡される場面に立ち会うのは、たぶん生涯で経験することがそんなにないことですので、良い経験と言ってよいのか分かりませんが、貴重な経験でした。

#### 4 裁判員を務める上での負担感など

(司会者)

次に、裁判員の選任手続のために裁判員候補者として裁判所にお越しいただくに当たって、あるいは、裁判員として実際の裁判に参加されて、御負担を感じられた点があったのか否かについてお話をいただきたいと思います。選任手続を行い、翌日から審理を行ったものや、冬期間の事情を考慮し午後に選任手続を行い、週明けから審理を行ったことがありました。選任手続から審理までの間に時間をおいた方が良いとか、連続した審理日程では仕事からずっと離れることができないという理由等で、中1日は空けてもらいたいとか、半日にしてもらいたいとか、どのようなことでも良いので何か御意見はありませんでしょうか。

(5番)

期間とか審理の進め方については、私自身は特に負担感はありませんでした。評議の期間はもう1日くらい延びても良いと思いました。大きな負担を感じることもない5日間であって、そのことよりも良い経験ができたと思いました。

(司会者)

次に、精神的負担についても御意見を伺いたいと思います。判決宣告ではちょっとプレッシャーがあるという方もいました。例えば、殺人事件の審理の負担感があるかと思いますが、精神的負担をどんなときに感じるのか、我々も精神的負担を掛けないように考えていかななくてはならないので、参考になるお話を聴ければと思います。1番の方からお願いします。

(1番)

負担感ということではありませんが、私の担当した事件では、検察側で証拠として提出した凶器の包丁を順番に見ました。それはガラスケースに入っていたのですが、裁判員が見終わった後にそれがそのまま前に出しっぱなしになっていたことがあって、ある程度時間が過ぎたら下げるようお願いしたことがありました。

(裁判官)

その事件では、見終わった証拠を1番さんから見える場所に置いてあったもので、

我々もその点に気が付けば良かったのですが、途中でそれを検察官の足下に下げたということがありました。

(司会者)

それでは2番の方をお願いします。

(2番)

正直言って一番負担を感じたのは、裁判員候補者に選ばれましたという書類が来てからで、選ばれないようにずっと思っていたのですが、選ばれてからは逆に不思議なもので、いざ始まってしまったら使命感みたいなものでしょうか、精神的な負担感はなかったです。守秘義務についても負担感はありませんでした。ただ、本人を目の前にして、殺人ということもあって、正直怖い、関わりたくないという気持ちもありました。

(裁判官)

選任手続の際に、皆様に呼出状を送付しますが、その段階まではどんな事件かはお知らせしていません。選任手続期日当日に、今回皆様が担当してもらった事件はこんな事件ですという事件のあらましをお知らせしています。

(司会者)

そのときに、担当するのが殺人事件だということが分かったときに、プレッシャーというのはどうでしょうか。

(2番)

やはり、ちょっと驚きがあって、こんなのに出て良いのかなと思って、そのときは選ばれないようにと思いました。

(司会者)

3番の方から順にどうでしょうか。

(3番)

私の場合は、当たらないだろうと思っていましたが、当たったときにはやってみたくて思っていました。精神的負担については、量刑が決まってその判決を言い渡すときに、気持ちとしてちょっと精神的に負担にはなりました。ただ、会社の社長も快く送り出してくれて、そういう意味でも全然精神的負担はありませんでした。守秘義務についても、全然問題なく、それよりも勉強になりました。この次にやる人は、やってみたらと思いました。

**(4番)**

放火の件に関しては特に誰か死んだわけでもなく、自宅というか建物が燃えてしまったもので、人的被害がない事件でした。実は、私の周りにも名簿に載ったんだけどという人が3人ほどいまして、そのときはすごい経験になるからやってみたら良いと言ってはいたものの、いざこの場に臨み1番さんや2番さんの話を聞いて、やはり人が亡くなってしまった事件を担当した方の話を聞くと、ちょっと自分の中で考えていた負担感と違うと思いました。それと、選ばれてどうかということについては、担当したのが2月で、会社としては時間的余裕がある時期だったため、会社的にも問題なく担当できました。

**(司会者)**

守秘義務についてはどうですか。

**(4番)**

会社には、こういう事情があつて休みをくださいと話しました。しかし、インターネットとかもありますし、会社の人も情報を仕入れているので、事件について聞かれますが、そこらへんは「いやいや。」という感じで説明すれば、詳しい話はしなくて済んだので、負担感はありませんでした。

**(5番)**

特に精神的負担を感じたことはありませんでした。唯一、評議の中で判決を決める際、刑を決める際のプレッシャーというか、ここで決めたことが一人の人間のその後の将来の何年かが変わってしまうということを考えると、とても大きなことに関わっているというのを感じまして、そこに唯一のプレッシャーを感じました。私が担当した事件は、不適切な言葉かもしれませんが、人命が掛かっているわけでもなく、自分が住んでいる家の被害だけで、他に被害があつたわけでもなかったもので、刑を決める際のプレッシャーも他の重大事件に比べたら小さい方だと思います。これが重大事件等に関わったときには、精神的負担は私が感じたものとは比べものにならないくらいだということが、1番さんや2番さんの話を聞いて思いました。守秘義務については、一般に生活をしている中で必ず出てきますが、こちらに関しては特に負担を感じることもありませんでした。

**5 これから裁判員になられる方へのメッセージ**

**(司会者)**

いろいろお話を伺ってきましたが、最後に、皆様にこれから裁判員となられる方へのメッセージがあればお伝えいただければと思います。5番の方からどうぞお願いします。

#### (5番)

実は、私は裁判員制度が始まったときから、この制度にとっても興味がありまして、今回、候補者に選ばれた際には選ばれないだろうと思ったのと、候補者に選ばれる前には、選ばれないかなと周りに話した際には宝くじに当たるくらいの確率でしか当たらないから無理だろうと言われていたのが、結構、あっけなく選任されましたという通知が来ました。選任手続きの際も、こんなに人がいるのなら無理かなと思っていましたが、意外にも選ばれて、これで運を使っちゃたかなと思いました。私には、すごく興味があることだったので、とても参考になり、勉強になりましたし、自分の知らない世界を知ることができて人間としていくらかでも成長したと思うので、やることができ良かったと思っています。今日、他の経験者の重大な事件の話を聞いてしまったら、あまり声高らかに言えなくなってしまったところはあるのですが、選任された方々は、テレビとかメディアから受ける印象だけで「いやあ、裁判員なんて。」と思わないで、実際に来て自分で見て体験していただきたいと、そうすると裁判員がどういうものなのか、本当のところは分かってもらえると思います。

#### (4番)

先ほどと重複しますが、自分の担当事件が終わったときは、選ばれたことにどんな感じと聞かれ、ためになると答えました。今日この場に来て色々お話を聞いて、勧めるのが嫌だということではありませんが、重大事件に関わらなくてはならない可能性もあり、それでもやりたければやれば良いと感じてはいます。しかし、自分が経験した中では一番有意義な期間でした。そういう機会がある人には、大変なことかもしれませんが、積極的に時間の許す限りやってみた方が良いと思います。

#### (3番)

このような違う世界に入ってきて、違う見方もできて、今度やる人にはそういうこともあるので、是非やってみた方が良いと私は思います。

#### (2番)

本当に不安で一杯だったんですけど、裁判所に来て、まず職員の方が私たちにすごく気を遣ってくれて、居心地が悪くならないようすごく心配りしていただいて、それ

はとても感謝しております。一番思ったのは、今までは新聞とかニュースとかで事件報道があっても、ただこうだったのかくらいで、それは興味がないことではありませんが、自分と本当に関係のないところだと思っていたのが、今回、こういう経験をして、自分たちの暮らしが法律で色々と守られているということを裁判官から聞いて、それは、こういう経験をしないと分からないままだったので、貴重な体験であったと思います。

#### (1番)

裁判員に選ばれて良かったという感想です。裁判が終わったときも話したのですが、裁判官に次も是非やらせてくださいと言ったくらい、非常に良い経験でした。私も世間の見方が変わりました。

### 6 法律家からの感想

#### (司会者)

法律家の皆様は、裁判員経験者の方々のお話をお聞きして、どのような御感想をお持ちになりましたでしょうか。

#### (検察官)

本日は、色々な御意見をいただきましてありがとうございます。私は、裁判員制度が始まった当初から裁判員裁判に携わってきましたが、直接生の声を聴くのが初めての機会に非常に有意義でありました。冒頭陳述や論告、証拠の取調べなどが分かりやすかったという御意見をいただき、それは今後の事件でも継続してやっていきたいと思えますし、また、専門家の尋問の仕方であるとか、どの証拠でどういうことを立証していくのかについて、より分かりやすく立証しなければならない課題も今回勉強しましたので、これを持ち帰って私だけでなく他の検察官も含めて活かさせていただきたいと思えます。本日は、どうもありがとうございます。

#### (弁護士)

本日は、大変貴重なお話を聴かせていただきましてありがとうございます。裁判員の方々公判廷において、どういう点を気にされているのか具体的なお話をいただき参考になりましたし、勉強にもなりました。弁護人弁護士として思うことは、被告人や弁護人がどう事件を見ているか、どういう点を裁判員に分かっていただくか、その点についてまだまだ我々としても考えて勉強しなければならないことを今日のお話を聴いて痛感しました。これを機会に勉強させていただきたいと思えます。本日は、あ

りがとうございました。

**(裁判官)**

本日は、皆様から貴重な御意見をいただきありがとうございました。裁判所としても分かりやすい審理を心掛けて色々がんばっているつもりですが、なかなか浸透していないというか、行き渡らないところもあって、裁判員の方々には色々悩まれたこともあったかと思います。今日伺った御意見を今後の裁判員裁判の運営、また、評議の場には是非活かしていきたいと思います。本日は、ありがとうございました。

**7 報道機関からの質問**

**(司会者)**

ここからは、報道機関からの質問になりますが、質問をする際は、社名と名前を述べてからお願いします。

**(幹事社記者 (秋田テレビ) )**

裁判員制度が導入されてから5年が経ちます。制度に対する評価は、今回の場合でいうと殺人と放火ということになりますが、求刑が死刑のものもありますし、重大事件といいましても、人命に関わるものもあれば、関わらないもの、極刑を求刑されるもの等があります。そこで、制度に対する評価について、1番の方から順番にお願いします。

**(1番)**

自分が裁判員に選ばれて、素人も必要と思うので、この制度は良かったと思います。

**(2番)**

正直言って、必要なのかどうなのか分からないです。法律に関して全然分からない点と本当に自分が関わって良いものなのかどうか、重大なことなのでそこがちょっと分からないです。

**(3番)**

私は参加して良かったと思っているのですが、この制度が本当に良いのか悪いのか半分半分で、私たち一般の人が刑を与えることについては、ちょっと引っかかっていますので、半分半分という意見です。

**(4番)**

裁判をやって判決までの流れについては、自分はこの放火の事件しかやっていませんが、これが制度的には自分として良かったと思っています。確かに良い判断を求

められますが、分からなければ分からないなりに裁判官の方から道筋を示してもらいますし、そこは難しいことを考えずに自分の意見を言って話を進めることができたので、この点について制度的に良かったと感じています。

#### (5番)

制度としては、法に携わっていない人間が携わることに良い点もあるのではないかと思うので、良い制度だと思うのですが、ただ、刑を決めることによって見ず知らずの裁判の時だけ会った人、その時間だけしか知らない人の、将来を左右するような刑を決めることになるわけで、今回、私が参加させていただいたものは、人命に関わるものではなかったのですが、それでもこれだけのプレッシャーが掛かるので、もっと重大な事件になったときに、それに法律に携わらない一般の人が関わって大丈夫なのか、プレッシャーに押しつぶされることはないかと、心配に感じました。

#### (報道記者 (秋田朝日放送) )

法曹の方々からもお願いします。

#### (裁判官)

制度の善し悪しについて直接評価する立場かどうかということは、微妙な立場です。感想めいたものになります。我々裁判官だけで行ってきた裁判は、果たして望ましい裁判であったのかという点では、裁判は将来に向かってどうあるべきなのかを改めて気付かされたり、感じさせられたり、あるいはこんなこともしなくてはいという動機付けになったりします。そういう意味で裁判官にとっても大事な機会を与えられていると、そのような場を与えられているという気持ちがあります。裁判員裁判を始め、一般の事件についてもそんなことを思いながら取り組んでいるところです。やはり、裁判員の方々の意見を聴きますと、肯定的な意見もありますが、精神的な負担を感じたり悩んだりしながら参加していただいているという思いもありますので、そういったものに裁判官としては、制度の下でどういうふうに対処するべきか、より良い裁判員裁判を目指すにはどうすべきか、本日の意見交換会で伺った貴重な意見を参考に頑張っていきたいと思えます。

#### (検察官)

制度の善し悪しについては、職務上申し上げる立場にないので、個人の感想の限度でお話しさせていただきます。裁判員制度が始まって、色々変わったところがたくさんあります。本日のテーマに即して言えば、一般の方に対し、手法が少しは身近

に感じられるようになったかなと思います。本日の裁判員経験者からお話がありましたが、職場や知人の方にもこうだったんだと言っていただけで、そういった直接体験していただくだけでなく、そこから広がっていくことが実際起きていると実感しました。国民全体の司法に対する関心が深まっていくなか、司法に携わる専門家として更に気を引き締めてやっていきたいと思ひますし、より充実した適切な裁判というものを実現していきたいと思ひます。

#### (弁護士)

制度の評価ということについては、一人の弁護士としての意見になりますが、裁判員制度が導入されたことについては、弁護士として望ましいことと考えています。ただ、一方で、今日お話がありましたように、裁判員の方の負担にならないように常に法曹三者、特に弁護士として心に留め置きたいと思ひます。裁判員裁判の法廷の場では、口頭で話してもらい聞いてもらい理解してもらおうということがとても大事になりますので、その上で弁護士の方もそれに見合うだけの十分なスキルを積んで研さんを積む必要があることを、常々感じておりますし、今日のお話を聴いても、そのことを痛感しました。この制度が今後も根付いて発展していくためにも、弁護士全体として研さんを積む必要があると痛感しております。

#### (報道記者(秋田放送))

先ほど皆様は、日程に関して負担は無かったということでしたが、むしろ評議の時間を延ばしてもらいたいという御意見もあつたようです。実際、最高裁の集計では、平均日数が9日くらいで、中にはもっと多いケースもあり、そうなつた場合、職場とかそういった面で、辛くなるといったことにはなりませんか。全員にお願いします。

#### (1番)

私は自営業なので問題はないのですが、ただ今回より長くなると家族の負担とかの面が出てくると思うので、このくらいがちょうど良いと思ひます。

#### (2番)

1週間くらいが適切かなと、それ以上長くなるとやはり時間的負担が大きくなると思ひます。

#### (3番)

私のように勤めている人は、1週間が限度と、それ以上になると会社の方でもあまり送り出してもらえないのではないかとと思ひます。

**(4番)**

個人的には土日がちょっと忙しい職種で、平日はそんなに忙しくない職種というのと、2月の時期だったので、今回は、全然問題なく、ただ、先ほど言いましたが、友達関係で同業者の方にも通知が来て裁判員をやりたいんだけどという話を聞いていても、増えても1日くらいが限度かなという感じがしました。

**(5番)**

そのとき、置かれている状況によると思いますが、もし状況が許すのであれば、長い審理になるので途中で辞めますというのは、個人の考えでは無責任だと思います。長いといっても限度があると思いますが、それはそれで仕方がないと。裁判に立ち会うことになれば、私の場合は、状況が許すのであれば参加させていただきたいと思います。

**(報道記者 (NHK) )**

本日は、ありがとうございます。1番と2番の方に質問させていただきます。証人尋問で被害者の方の御遺族の証人尋問を聞いているときに負担を感じるころがあるお話がありましたが、そのとき感じた負担というのは、公判廷で解消されることがあったのか、あるいはどなたかに相談とかされたのかという点をお伺いします。

**(1番)**

あのときは、裁判員のみんなが同じ気持ちだったと思います。みんなが泣いているとか涙ぐんでいるという感じで、裁判官も含めメンバーみんなで話をしたので負担ということはありませんでした。

**(2番)**

話を聞いているときの負担というよりも、感情があまりにも入りすぎてしまって、それで泣いてしまったのですが、あのときは裁判官がちょっと休憩を取ってくださり、一旦法廷から出まして、気持ちを落ち着かせてからもう一度ということで、あとは1番さんが言ったとおり、他の裁判員の方と終わった後にそのことを一緒に話して、それで落ち着きました。

**(報道記者 (NHK) )**

続けて3番から5番の方にお伺いします。評議時間について、もどかしさが残ったというようなお話があったと思うのですが、不十分な感じが後々負担に感じられるようなことにはならなかったでしょうか。

**(3番)**

私は、時間は別に負担に感じていません。

**(4番)**

時間については、具体的に言えないのですが、例えば、被告人が罪を認めていなくて、本当にやっているのか、やっていないのかという事案とは違う、やっていることは認めているのですが、やっていることに関しての刑を決めなければいけないという、私が担当した事件はドラマでは扱わないであろう案件だったので、そういう先入観があっただけ、気持ちを切り替える部分ではもうちょっとあればという…。説明が下手で申し訳ありません。

**(5番)**

私の評議の時間がもっと長ければというのは、長くても私の中では意見が覆ることはきつとなかったと思います。その判決は納得したものでした。ただ評議の中でお話をするのに、もうちょっと掘り下げて話し合いすることができたのではないかと思います、時間がもうちょっとあれば良かったと思いました。

**(報道記者 (朝日新聞) )**

本日はありがとうございます。3番から5番と裁判官にお伺いします。証人尋問のところで遡って質問したかった、終わった方に質問できなかったとかうまく消化しきれなかったというお話があり、制度の問題もあるかと思いますが、遡って質問できるのか、質問をぱっと思いついて質問ができるのか、裁判員には質問できる雰囲気というか環境だったのか、福士裁判官には、時間の制約の中、進行があると思いますが、進行をどのように心掛けているのかお伺いします。

**(裁判官)**

質問を整理させていただきますが、裁判員の方がお話しているのは、証人尋問が終わって次の証人尋問が始まり、前の証人の証言に関連した事柄が出てきたときに、前の証人に聞けないのがちょっと辛かったという趣旨のことを言っていたと思います。証人を何度も自由に在廷させて聞くことは予定されていませんので、そういう事態を避ける意味でも当事者の側にも十分に質問を練ってもらう必要がありますし、それをなくすことが望ましいことなのですが、難しい部分もあると思います。証人には、忙がしい中で裁判所にお出でいただいている現状にあることと、そういった現状を踏まえての発言だと思います。裁判所が証人尋問を中心にやっていきたいと思いますというのは、

供述調書よりも証人尋問の方がその場で質問ができ、納得できない疑問を解消するという手続方法を採用していることも知っていただければと思います。

**(司会者)**

証拠調べで証人に質問しているときに、裁判官が質問をしたいと思います、裁判員の方々が質問する場合についてはどうなっていますか。

**(裁判官)**

裁判員の方から質問をするについては、3番から5番の方は質問をされたと記憶していますが、裁判員の方が質問したいけど質問の仕方が分からないとか、こういうことを聞いて良いものかどうか迷うことがありますし、補充裁判員の方については、自ら質問できないことになっているので質問したいことがあれば裁判官に質問をしてももらうことになります。そこで、一旦休廷を取り、その間に裁判員等から出された質問事項を整理することは行っています。実際、1番の方の質問事項については、裁判官が代わりに質問し、2番の方は休廷の時に質問の仕方を聞いた上で質問したことがあったと思います。このように裁判員の疑問については、直接か間接かの違いはありますが、持たれた疑問は解消してもらっています。

**(報道記者(朝日新聞))**

質問された方は、どのような感想をお持ちになったのか、お聴かせ願います。

**(3番)**

とても質問しやすかったです。何も違和感なく質問できました。

**(4番)**

私が一番最初に質問したのですが、一番最初はかなり勇気が要りました。やっぱり緊張がすごくありました。ただ、質問しにくい環境ではありませんでした。そこは全然問題なかったと思っています。

**(5番)**

裁判長が、質問があるのかどうか裁判員に聞いてくださるので、こちらは聞きたいことがあった場合は、比較的質問しやすい環境で質問させていただきました。それは、とても良かったと思っています。

**8 終了**

**(司会者)**

これで終わりになりますが、一言述べさせてください。裁判員裁判も様々な事件が

ありますが、裁判中はもちろん、裁判が終わった後も、裁判員の方々に精神的負担の軽減に配慮するよう、裁判所も努力しています。例えば、審理を終えた後でも、裁判所からの相談窓口の紹介とか、これは事件にもよりますが、裁判長がしばらくしてから裁判員へ電話を掛け、その後の様子を伺ったり、何かあったら遠慮なく連絡するように伝えたりとか、事件が終わった後のケアを全裁判官が心掛けているということを御紹介し、今後とも改めて一層の努力をしてまいります。

それでは、これをもちまして裁判員経験者の意見交換会を終了します。参加者の皆様方には、意見交換会の進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。また、経験者の皆様、法曹三者の皆様には、大変お疲れ様でした。